

イスラエル国
特許規則
(特許庁実務, 手続, 書類及び手数料の規則) , 5728-1968
2014年統合版

目次

- 第 1 部 一般
 - 第 1 章 特許庁における一般手続
 - 第 2 章 手数料

- 第 2 部 登録手続
 - 第 1 章 書類
 - 第 2 章 出願及び明細書
 - 第 3 章 優先権主張
 - 第 4 章 提出された出願及び提出の事実の公開に関する取扱い

- 第 3 部 出願の受理
 - 第 1 章 出願の審査
 - 第 2 章 出願及び明細書における瑕疵並びにその瑕疵の補正
 - 第 3 章 出願の分割
 - 第 4 章 出願の受理及び公告
 - 第 5 章 書類の差戻

- 第 4 部 特許の付与に対する異議申立
 - 第 1 章 意見書及び証拠の提出
 - 第 2 章 登録官による異議申立に係る聴聞

- 第 5 部 特許の付与
 - 第 1 章 特許証
 - 第 2 章 発明者の名称を表示する要求

- 第 6 部 更新手数料の納付
 - 第 1 章 更新手数料
 - 第 2 章 特許の回復

- 第 7 部 特許の訂正
 - 第 1 章 特許の訂正に対する許可申請

- 第 8 部 特許の取消
 - 第 1 章 取消手続

第 2 章 追加特許の有効性確認

第 9 部 強制的ライセンス

第 1 章 発明の実施に関する通知

第 2 章 強制的ライセンスの申請

第 3 章 強制的ライセンスを付与する決定の再検討

第 10 部 特許弁護士

第 1 章 審査

第 2 章 審査の免除

第 3 章 資格付与のための職務

第 4 章 特許弁護士の登録簿における登録

第 11 部 特許庁及び登録官

第 1 章 登録簿への登録及び書類の更正

第 1A 章 ウェブサイト上での公表

第 2 章 登録官及び審査官

第 3 章 特許法第 6 章の適用に関する許可の受領

第 12 部 委員会

第 1 章 異論申立委員会

第 2 章 補償・ロイヤルティ委員会

第 13 部 予備的な権限

第 14 部 審判請求

第 15 部 職務発明

第 1 章 発明に関する論争

第 2 章 職務発明の登録

第 16 部 雑則

第1部 一般

第1章 特許庁における一般手続

規則1 副登録官及び審査官の権限

本規則によって登録官に付与される権限は、特許法によって登録官のみに当該権限を付与しない限り、副登録官及び審査官に同様に権限を付与されるとみなされるものとする。

規則2 来庁者の受入及び書類の閲覧

特許庁は、金曜日及び祝日の前日を除く平日の8時30分から13時30分まで公衆に開放されるものとし、また、その日時の間、特許庁の業務において必要とされる書類を除き、特許法又は本規則に基づいて閲覧することを許可されているすべての書類は、閲覧可能であるものとする。

規則3 様式

(a) 如何なる申請又は通知も様式でもって提出されるものとする。このことについて特許法又は本規則が規定している場合、当該申請又は通知は、第1附則において規定されている様式のみを用いて提出されるものとする。

(b) (a)において言及されている様式が規定されていない場合、申請又は通知は、特許庁への書類の提出のために規定された様式によって、当該申請又は通知を提出する者の名称及びイスラエル国内における送達のための宛先を表示して、書面で提出されるものとする。

規則4 期間

特許法若しくは本規則が要求し又は許可する登録官の行為の後又は当該行為中に行われる対応のための期間は、当該登録官の行為に係る通知が、要求又は許可された者の送達宛先を宛先として、書状で郵便局へ差し出される日から起算されるものとする。

規則5 期間の延長

(a) 特許法第164条に基づく期間延長の申請は、理由を記述した書面に、所定の手数料を添付して、登録官へ提出されるものとする。

(b) 廃止

(c) 登録官は、申請を検討するものとし、また、その申請において主張されている事実の証拠を要求することができる。登録官は、申請を却下する場合には、その理由を記述した書面によって、自身の決定について申請人へ通知するものとする。

(d) 登録官が申請を却下した場合、申請人は、登録官の決定が通知された日から10日以内に、登録官に対して聴聞を申請することができる。

(e) 期間延長のための申請に係争手続中になされ、かつ、申請人の相手方が当該申請に対して異議を申し立てることを望む場合、当該相手方は、その旨を、申請の日から10日以内に登録官へ申し立てるものとする。

(f) 相手方が(e)に基づいて登録官への申立を行った場合、登録官は、当事者の意見についての聴聞のための日時を定め、かつ、聴聞後に、決定を下すものとする。登録官は、聴聞の

ための日時を定める前に、当該当事者に対して、書面により証拠及び意見を提出することを要求することが正しいとみなす場合には、その提出を要求することができる。

第2章 手数料

規則6 手数料の納付義務

登録官は、第2附則において特定されている申請又は手続も受け入れてはならないものとし、かつ、第2附則において特定されている行為も実施してはならないものとするが、それは、当該第2附則において、所定の手数料が納付されていない場合に限る。しかしながら、別の形態で明示的に規定されていない限り、手数料又はその一部の未納は、申請、手続又は行為を遡及して無効とはしないものとする。

規則6A 指数付

(a) 第2附則に定められた手数料の額は、基準指数に対する新指数における変化率に従う、各年の1月1日付けの変更（以下「変更日」という）に従うことを条件とするものとする。本適用のうえで、

指数とは、中央統計局によって公開される消費者物価指数；

新指数とは、変更日の前の11月に公開される指数；

基準指数とは、前回の変更日の前の11月に公開される指数。

(b) (a)に従う変化率に従うことを条件とする額は、以下のとおり、四捨五入されるものとする、

(1) 10 NIS よりも高額な場合、その額は最も近い整数のシェケルに四捨五入されるものとし、半シェケルが切り上げられるものとする；

(2) 10 NIS 未満の場合、その額は最も近い10 アグロット単位で四捨五入されるものとする。

(c) 法務省の局長は、本規則にしたがって第2附則の改訂版を官報に公告するものとする。

規則7 手数料を誰が、いつ、納付するか？

(a) 別の形態で規定されている場合を除き、登録官へ申請を提出し、又は登録官に対して手続を行い、若しくは手数料納付の指令を請求する者は、当該申請を提出し、当該手続を行い、又は当該請求した後、速やかに当該手数料を納付するものとする。

(b) 廃止

規則8 納付の様式

(a) 手数料は、登録官によって決められた方法で、郵便貯金銀行へ納付されなければならない。手数料の目的及び手数料が関連する事項を示す通知に加えて、郵便貯金銀行の領収書の写しが登録官に送付されるものとする。

(b) 2以上の事項に関して手数料を納付する場合、(a)に基づく通知に加えて、第1附則に記載されている様式第1号に従う通知を領収書に追加するものとする。

規則 9 裁定された負債として取り扱われる未納手数料

納付されていない手数料又は手数料の差分は、当該納付の責務を負う者に対する裁定された負債として取り扱われ、かつ、登録官による負債に係る通知に基づく判事又は裁判所の登録官によってなされた命令に基づいて、執行局によって徴収されるものとする。

前記命令は、納付の責務を負う者又は判事若しくは裁判所の登録官が召喚するのに適しているとみなすその他の者に、聴聞の機会が与えられるまでなされてはならないものとする。

規則 10 誤納付手数料の払戻

登録官による行為を行うため又は何らかの事項の有効化のために納付された手数料は、当該行為を行わないこと又は当該事項を有効化しないことの申請が納付日から 1 月以内に提出された場合であって、かつ、当該納付が事実誤認によってなされたことについて登録官又は副登録官の納得に到るまで立証され、特許庁における当該申請の受領時点において、手数料が納付された対象の行為を登録官がいまだ行っておらず、又は登録官が当該有効化を登録簿へいまだ登録していない場合には、払い戻されるものとする。

第2部 登録手続

第1章 書類

規則11 書類の様式

- (a) 特許庁に提出される書類及び書類の写しは、以下のとおりとする、
- (1) 濃く、褪色性のないインク又は顔料で記載されている；
 - (2) 白紙のA4サイズ紙面（幅 - 21cm, 高さ - 29.7cm）に記載されている；
 - (3) 各紙面の頂部において少なくとも5cm, ヘブライ語又はアラビア語で記載された紙面の右側及び英語で記載された紙面の左側において3cm から4cm 並びに各行の末尾において少なくとも3cm の余白を有するもの；
 - (4) それらの間に修正の行間記入を許容するのに十分な空白を有する行で、記載されている；
 - (5) 紙面の片側のみに記載されている。
- (b) 書類が2枚以上の紙面を有する場合、すべての紙面は、番号を付され、かつ、それらの紙面が、困難なく、かつ、損傷を発生することなく、分離され、かつ、再記載されることができるような仕様で、共に適正に綴じられている。
- (c) 特許庁へ最初に提出される際の明細書及びその添付書類以外のあらゆる書類には、当該書類が関連する特許又は特許出願の番号が各紙面の頂部に表示されるものとし、かつ、当該書類の主題が、最初の紙面の上部中央に表示される。
- (d) 特許庁へ提出されるあらゆる書類は、1つの主題のみを取り扱うものとする。
- (e) 提出される書類が以前に提出された書類を修正し、又は差し換える場合、そのような事実は、各紙面の頂部に表示されるものとする。
- (f) 特許庁へ提出されるあらゆる書類は、その書類を提出又は作成した者によって、末尾に署名されるものとする。
- (g) (a)の項目(2)から(4)までは、添え状又はその他の日常的な書状には適用されないものとする。
- (h) 本規則は、函面、宣誓供述書又はイスラエル若しくは外国の当局によって発行される公的書類には適用されないものとする。

規則12 手書きの書類

添え状又は日常的な書状以外の書類が全体的又は部分的に手書きで提出される場合、その書類の提出には、特許庁において当該書類をタイプ打ちすることに関して定められた手数料が添えられるものとする。

規則13 宣誓供述書

- (a) 特許庁へ提出される宣誓供述書は、証拠法の規定に従って作成されるものとする。
- (b) 外国において作成された宣誓供述書又は宣誓における宣言書は、それらのために資格を有するイスラエルの外交官若しくは領事代理人又は当該国の法律に従って当該供述書又は当該宣言書を受領する権限を有する者の下で作成され、かつ、署名されるものとする。
- (c) 宣誓供述書は最初の者において作成され、かつ、諸段落へ分割されるものとし、また、

宣誓供述書は、宣言者が個人的知識から証明できる事実のみ又は当該宣言者が理由を述べている場合には、同宣言者の信ずる限りを含むものとする。

(d) あらゆる宣誓供述書は、その写しを伴って、提出されるものとする。

規則 14 書類の送付

特許法又は本規則に従って提出、提供又は送達が行われなければならない、又は行うことができるあらゆるものは、郵便によって送付することができる。

規則 15 係争手続における書類の提出

(a) 別の形態で規定されている場合を除き、係争手続の当事者の 1 が通知、申請、応答、意見書、証拠又はその手続の目的のための書類を登録官へ提出でき、又は提出しなければならないときには、書類を提出する当事者は当該書類の登録官への提出時点において、当該手続の当事者であるその他の者へ、書類の 2 部の写しを送付するものとする。

(b) 登録官は、何れの時点においても、(a)に基づいて当該手続の他の当事者へ書類を送付する義務のある当事者に対して、送付の確認証又は当該書類が送付されたことに係る納得のいくその他の証拠を登録官へ提出することを要請することができる。

(c) ある者が特許庁へ書類を送達したが、当該者の相手方に対して、(a)に基づいて当該相手方に送付する義務のある書類の写しを送付しなかった場合、特許庁へ提出された書類は、その写しが相手方に送付されていない限り、送付されていないとみなされるものとする。

相手方への送付は、適正に宛先が記載された書状及び郵便料金支払いによる郵便局への送付を含む。本項は、特許法第 30 条、第 61 条、第 64F 条、第 73 条(c)及び第 170 条(c)により提出された異議申立に関する通知に関しては適用されないものとする。

(d) (a)が適用される書類を特許庁へ提出し、かつ、そのような書類が、一見したところ方式不備であり、又は、所定の手数料が添えられていない場合、登録官は、その旨の通知を、当該書類が特許庁へ送付された後できる限り速やかに、訴訟当事者らへ提示するものとし、かつ、当該書類は、瑕疵が是正されていない、又は手数料が納付されていない限り、送付されてはいないとみなされるものとする。

規則 16 送達宛先

(a) 特許庁へ、特許出願、異議申立通知、取消の申請又は特許法若しくは本規則に基づくその他の申請を提出し、かつ、同一の事項についての書類を登録官へいまだ提出していない者は、イスラエル国内における送達宛先を登録官へ通知するものとする。

(b) 特許の出願人、特許権者又は特許に基づく実施権者によって提示される(a)に言及されている宛先は、特許法又は本規則に基づく、その者への送達の責務又は許可の目的のうえで、その者の宛先とみなされるものとする。

(c) 規則 17 に基づいて権限委譲を行った場合、権限受諾者の宛先は、権限委譲が有効で、かつ、権限委譲者又は権限受諾者が別途通知していない限り、権限委譲者に対する送付宛先とみなされるものとする。

規則 17 権限委譲

(a) 特許法又は本規則に基づいて行為の実施が要請又は許可される場合、当該実施者は、特

許庁に送付した書面による委任状によって、当該行為の実施を代理する資格を有する特許弁護士又は弁護士に権限を授与することができる。

(b) 2名以上の権限受諾者は、パートナーである、又は同じ事業所で共に業務を行う数名の権限受諾者が共に権限授与されていない限り、同一の事項に関して権限が授与されないものとする；しかしながら、2名以上の権限受諾者に対して、自身の名称で出頭し、かつ、主張する権限を授与することができる。

(c) 複数の権限受諾者が(b)の規定に基づいて権限授与され、かつ、パートナーシップが後日に解消され、又は当該権限受諾者が共に業務を行うことをやめる場合には、権限授与者又は権限受諾者によって別途通知されていない限り、共に業務を行うことをやめる前に、自身の宛先が複数名の権限受諾者の宛先として指定された権限受諾者は、権限を授与されているとみなされるものとする。

規則 18 権限受諾者の差替

(a) 登録官に対する手続において、権限受諾者を代理人として用いる者は、登録官への通知によって当該権限受諾者を差し替え、又は除外することができる；そのようなことが行われない限り、以前の権限受諾者は、権限受諾者が権限授与されていることに関して、申請の聴聞の最終結末又は手続の完了まで、その者の権限受諾者とみなされるものとする。前述した方法で差し替えられない限り、権限受諾者は、登録官の許可を得ている場合を除き、事項又はその一部の取扱いから撤退してはならないものとする。

(b) 登録官は、権限受諾者へ委任状が付与されてから10年が経過した場合であって、その委任状を認可することを拒否するのに合理的な原因を見いだしているときには、当該拒否を行うことができる。

(c) 本規則の規定は、本法又は本規則に基づく他の者に対する手続にも適用されるものとし、また、登録官に与えられた権限は、当該他の者に又は数名に対する手続では、議長に属するものとする。

第2章 出願及び明細書

規則 19 出願

(a) 追加特許出願を含む特許出願は、第1附則に記載されている様式番号2（以下「出願様式」という）の様式を使用して特許庁へ提出され、かつ、第2附則における項目1から3までに定められている必要に応じた出願手数料に加えて、規則20に規定されているとおりの明細書の写し1部を含むものとする。出願の写しは、特許法第11条に従って、コンピュータ資料を保存する機能を有するシステムによって特許庁へ提出されるものとする。

(b) 廃止

規則 20 明細書の作成

(a) 明細書は、以下の項目を、列挙された順序で含むものとする：

(1) 発明の目的を説明する序文及び発明がなされた技術分野において、当該発明からみて出願人にとっては既知である限りの先行技術水準に関する簡潔な説明；

(2) 発明を理解するために必要なときには図面、実施例又は遺伝子配列の参照を伴う発明

についての説明。出願人が、特許法第 12 条(b)に基づく寄託機関における生物学的材料の寄託に言及することを選択する場合には、その言及は、(a1)に従って行われるものとする；

(3) 発明を簡潔に、かつ、明瞭に定義づけるクレーム。

(a1) (a) (2)に基づく言及は、以下に特定された方法で行われるものとする：

(1) 特許出願を提出する際、寄託がなされた日付に加えて、寄託機関及び寄託番号が、発明に関する説明に注記されるものとする。生物学的材料の受託を証明する寄託機関からの証明書（本規則においては「受託証」）は、世界知的所有権機関（WIPO）のウェブサイトに公表されているブダペスト条約の規則に従って、出願に添付されるものとする。

(2) 必要に応じて、出願人又は特許権者は、新たな寄託の番号を特許庁へ通知するものとし、かつ、先に寄託された生物学的材料に存続する（ブダペスト条約の第 4 条に言及されているような）新たな寄託の場合に付与される日付から 3 月以内に、受託証を添付することになる。特許法第 22 条、第 29 条及び第 65 条に基づく規定は、必要に応じて、出願又は特許の訂正に適用されるものとする。

(b) 最初の紙面は、番号が付されず、その中央に、ヘブライ語での発明の名称をその英語翻訳文を伴って示すタイトル頁とする。明細書のその他の紙面は、書類に関する規則 11 によって規定されている様式を有するものとする。

規則 21 図面

(a) 図面は、平滑で、白色で、丈夫な、非光沢の用紙を使用するが、透明で、可撓性があり、丈夫な、非光沢の材料の 1 又は複数の用紙における図面の写しの 1 を提出することが許可される。

(b) 図面の紙面は、A4 サイズ紙面の大きさ（幅 - 21cm, 高さ - 29.7cm）のものとする。

(c) 紙面には番号が付されるものとし、また、各紙面は、その余白に、出願人の名称、紙面の総枚数及び紙面の番号を表示するものとする。

(d) 図面は、写真複製に不適切なしわ又はひびが無いような態様で提出されるものとする。

(e) 以下の規則は、図面の作成に適用されるものとする：

(1) すべての部分は、水性塗料又は色彩の図を伴わない、耐久性のある、濃色（可能ならば、黒色の）による描写でもって作成されるものとし、かつ、ステロ版において如何なる中間工程もなしで写真複製又はその他の複製にそれらの部分自体が役立つものとする。

(2) 断面は、参照記号及び引出線の明瞭な解読を損なわない斜線によって表示されるものとする。

(3) 規模は、図の複雑程度次第で、2/3 の線縮小による写真複製が、すべての詳細を困難なしで視認できるようになるというようなものとする。

(4) 複数の図は、相互に明瞭に分離され、できる限り少ない枚数の用紙に配置され、また、連続的に、かつ、紙面番号から独立して番号を付与されるものとする。

(5) 各図の詳細は、明細書を理解するために必要な限り、明細書に使用されている参照記号に対応する参照記号によって、隅々までマーク付けされるものとする。

(6) 図面におけるすべての数字、文字及び参照記号は、単純で、かつ、明瞭なものとし、また、文字及び番号は、少なくとも 0.32cm の高さとする；

(7) 図面は、水、蒸気、AB の断面、開放又は遮断のような用語を除き、説明的な事項を含まないものとし、また、電気ブロック図又はフローチャートの場合では、それらについての理

解を可能にするのに十分な説明事項を含むものとする；そのような用語及び説明的事項は、明細書と同じ言語のものとする。

規則 22 明細書の補正

(a) 出願人が、自発的な行為であるか又は後日の明細書中における瑕疵に係る通知に従うものであるかに拘らず、明細書を補正することを望む場合、出願人は、補正を含む明細書の新たな頁を提出し、それらの頁が、先に提出された頁と差し替えることができるようにするものとする。補正された出願の写しは、特許法第 11 条に準拠して、コンピュータ資料を保存するためのシステムによって、特許庁へ提出されるものとする。

(b) 補正が、出願又は明細書における瑕疵に関する通知に対する応答においてなされる場合、出願人は、前述したように自身へ通知された瑕疵及び補正によって削除しようとする対象を特定する陳述書を補正書に添付するものとし、また、出願人は、瑕疵に関する通知とともに自身へ送達された明細書の頁も添付するものとする。

(c) 登録官が、特許法第 23 条に基づいて、補正書提出に関する日付を定めた場合、その日付は、補正を含む節の余白において、明細書に表示されるものとする。

第 3 章 優先権主張

規則 23 優先権の申請

(a) 特許法第 10 条に基づく優先権の主張は、出願様式でもってなされるものとする。

(b) 特許庁へ既に提出された出願に関連する優先権の主張又は追加優先権の主張は、出願様式を補正する申請によってなされるものとする。

規則 24 国外で提出された明細書の提出

(a) 優先権を主張する者は、特許法第 10 条(a) (3)に言及されている、優先権主張の基礎となる外国出願において提出された明細書及びその明細書に付属する図面の認証謄本を、出願の提出後から 12 月以内に提出するものとする。

(b) 規則 35 に基づく優先審査の申請が、(a)に言及されている期間の満了前になされる場合、前述した明細書の謄本が当該申請とともに提出されるものとする。

規則 25 外国明細書の翻訳文

公用語又は英語以外の言語で作成された明細書に基づいて優先権を主張する者は、登録官が要求した日付から 3 月以内に、明細書の公用語への、登録官の納得のいくような、翻訳文を提出するものとする。

規則 26 発明の実質的同一性

(a) 出願人は、登録官が要求した日付から 3 月以内に、外国出願において記載された発明と、イスラエル国内で特許が出願されている発明が、実質的に同一であることを示すものとする。

(b) 優先権の主張が、特許法第 10 条(b)に想定されている、2 以上の外国出願に基づいており、かつ、登録官が(a)に基づく権限を行使するときには、出願人は、明細書のそれぞれの

節の余白において、それらの節の基礎となる外国出願の日付を表示するものとする。

規則 27 優先権主張されている特許出願の分割

出願人が、優先権が主張されている出願を分割することを望む場合、規則 24 及び 26 は、その分割の結果として生じるあらゆる出願に適用されるものとする；しかしながら、当該出願とともに、特許法第 10 条(a)(3)に言及されている明細書の写しを提出する必要はないものとする；むしろ、当該出願において、明細書の写しが規則 24 に基づいて提出された分割された出願の番号を表示し、かつ、その写しにおいて、分割の結果として生じる出願によって特許が求められる発明の部分を記載している節を表示すれば十分なものとする。

規則 28 出願公開後の優先権主張

優先権が特許法第 16 条に基づく出願の公開後に主張され、かつ、その申請が承認された場合、申請の事実は改めて公開されるものとする。

第 4 章 提出された出願及び提出の事実の公開に関する取扱い

規則 29 提出の証明書

(a) 出願の提出の証明書が、出願人へ提供されるものとする；当該出願の番号及び日付は、当該証明書に注記されるものとする。

(b) 廃止

規則 30 方式不備の出願

(a) 特許法第 15 条に基づく瑕疵が認められる出願が提出された場合、特許庁は、その瑕疵について出願人へ通知し、かつ、規則 29 に基づく提出の証明書を同出願人へ付与しないものとする。

(b) 出願人は、(a)に基づいて特許庁から通知された瑕疵を、当該通知が送達された日付から 3 月以内に、補正することができる。出願人が補正を行わない場合には、出願様式及び付属する書類は、同出願人へ差し戻されるものとする。出願人が宛先を提示せず又は不正な宛先を提示したことによって、当該出願様式及び書類を差し戻すことができない場合は、当該出願は、特許庁に 1 年間保管され、その後、廃棄されるものとする。

(c) 出願人が(a)に基づいて通知された瑕疵を補正した場合、登録官は、規則 29 に規定されている方法で出願の提出を証明し、かつ、特許法第 15 条に規定されているように出願日を決定するものとする。

規則 31 出願における様式の不足

(a) 出願が提出され、かつ、以下の方法の 1 で瑕疵が認められた場合：

(1) 出願が所定の出願様式で提出されていない、又は様式が要求されているとおりに完全には充足されていないこと；

(2) 明細書に言及されている図面が、提出されていないこと；

(3) 明細書又は図面の一方のみの写しが提出されていること；

(4) 提出された明細書及び図面が、書類及び図面の様式に関する本規則に定められている

規定を遵守していないこと；

(5) 明細書に記載されている発明が、クレームに定義されていないこと；

(6) 出願が、権限を付与されていると主張する者によって提出されているが、その者への権限委譲が、規則 17(a)に規定されているとおりに、特許庁へ通知されていないこと；

(7) 廃止；

(a) 登録官は、規則 29 に基づく提出の証明書を提供する際に、発見されている瑕疵について通知するものとする。

(b) 出願人は、(a)に基づく登録官の通知の日付から 3 月以内に、通知された瑕疵を補正することを要求することができ、かつ、その補正とともに所定の手数料を同封するものとする。

(c) 出願人が通知された瑕疵を補正しない場合、同出願人は、特許法第 20 条に基づいて通知された瑕疵を補正しなかったとみなされるものとする。

規則 32 提出の事実の公開

(a) 登録官は、以下の場合には、特許法第 16 条に記載されているとおりに、規則 149A に基づくウェブサイト（以下「ウェブサイト」という）に、出願の提出の事実について公開するものとする

(1) 廃止；

(2) 第 16 条に基づく公開に必要なすべての詳細が、提出されている場合；

(3) 出願人によって発明に付与された名称が、当該発明を特定することを可能にするものについて、登録官が納得している場合；

(4) 名称の英語への翻訳文が、登録官の納得に到るまで提供されている場合。

(b) 出願及び明細書が、第 16 条に基づく公開のために必要な詳細の何れも含んでいない場合、登録官はその旨について出願人へ通知するものとし、また、当該出願人は、その通知の日付から 3 月以内に、当該詳細を提供するものとする。当該通知は、特許法第 20 条に基づく瑕疵の通知の効果の有するものとする。

規則 33 出願の分類

(a) 出願は、特許庁への提出後できる限り速やかに、特許庁によって採用されている分類に従って分類されるものとする。

(b) 明細書が発明を分類する上で十分に明瞭でないという見解を登録官が有している場合、登録官は、出願人に対して、発明の特定のための更なる詳細を提供するよう要求することができ、また、出願人は、その要求の日付から 3 月以内に、そのような更なる詳細を提供するものとする。

(c) (b)に言及されている要求は、出願が、更なる詳細が要求されている事項に関して、当該技術分野に属する者が発明を実施できるような態様では当該発明を記載していないとする通知の効力を有するものとする。

第3部 出願の受理

第1章 出願の審査

規則34 出願審査の順序

- (a) 出願は、特許庁によって採用されている分類を考慮して、提出された順序で、審査されるものとする。
- (b) (a)の規定に拘らず、分割の結果として生じる出願は、分割された出願とともに審査されるものとする。

規則35 審査日の優先

- (a) 審査日の優先のための申請は、規定されている場合には所定の手数料を添えて、特許法第19A条に従って提出されるものとする。
- (b) 廃止
- (c) 廃止
- (d) 廃止

規則35A 国際調査報告書の様式における報告

特許法第17条(a2)に基づいて、国際調査報告書の様式において報告を作成するための申請には、所定の手数料が添えられるものとする。

規則36 依拠される資料についての請求

次の規則は、特許法第18条(a)(2)に基づく要求に適用されるものとする：

- (1) 出願が審査される日のほぼ4月前に、登録官は、出願人に対して、以下の詳細を要求する通知を送付するものとする：
- (a) 出願人又は発明の所有権における出願人の前権利者が、出願の主題である当該発明の保護について出願した国；
- (b) 出願が審査された国において、当該国の特許審査部門によって依拠された資料；
- (c) 出願人に通知されており、かつ、発明に直接に関連する、出願の日付前に公表された刊行物の一覧。
- (2) 出願人は、要求の日付から4月以内に当該要求に対して応答するものとし、また、応答書に、前記特許審査部門へ提出された出願に関する不服申立に対する応答において、当該出願人又は所有権における同出願人の前権利者が当該当局へ提出した書類を添付することができる。当該書類が、公用語又は英語以外の言語による場合には、出願人は、それらの書類に、公用語への翻訳文を添付するものとする；
- (3) (2)に基づく出願人の応答書が、公衆への販売のために発行されていない、特許明細書、意匠、実用意匠又はその他の書類である資料について記述している場合、登録官は、当該資料が特許庁に所有されていないときには、その写しを要求することができる。
- (4) 出願人が(2)に規定されている期日までに要求に対して応答しなかった場合、同出願人は、特許法第20条に基づいて通知された瑕疵を解消しなかったかのようにみなされるものとする。

規則 37 瑕疵を理由とする審査の延期

登録官は、審査段階の一部の実施を、補正され、又は再記載され、若しくは再起草された明細書が提出される日まで延期できるが、それは、明細書における瑕疵が審査の完了を不可能とすることについて、同登録官が納得する場合に限る。

規則 38 先願の存在を理由とする登録官による審査の延期

(a) 特許法第 19 条に基づいて、先願の公開後まで、後願の審査が延期されるべきであることを登録官が指示した場合、当該登録官は、その旨について、後願の出願人へ先願の番号を示して通知するものとする。

(b) 後願の出願人は、(a)に基づく通知の日付から 1 月以内に、出願の審査が先願の存在に拘らず続行されることを請求することができ、また、登録官は、当該請求に応じることが適切であると考えられる場合には、審査を続行するものとする。

(c) 登録官が(b)に基づいて請求に応じる場合、後願の出願人は、出願の受理後直ちに、その受理について先願の出願人へ通知し、かつ、その通知の写しを登録官へ送付するものとする。

規則 39 出願人の請求による審査の延期

(a) 後願の審査が、特許法第 19 条に基づいて、先願の公開後まで延期されるべきであることを指示することについて、登録官が適切であると考えていない場合、当該登録官は、出願人へ先願及びその番号を通知し、かつ、出願が先願の公開前に審査されるべきであることを通知するものとする。

(b) 後願の出願人は、(a)に基づく通知の日付から 1 月以内に、出願が、必要に応じて、特許法第 16A 条又は第 26 条に準拠して、先願の公開後においてのみ審査されるべきであることを請求することができる。

規則 40 先願の公開に関する通知

後願の審査が規則 38 又は規則 39 に基づいて延期された場合、登録官は、後願の出願人へ、先願の公開後できる限り速やかに当該公開について通知するものとする。

第 2 章 出願及び明細書における瑕疵並びにその瑕疵の補正

規則 41 瑕疵についての通知

特許法第 20 条に基づく瑕疵についての通知は、書面によるものとし、かつ、以下を記載するものとする：

- (1) 発明が特許法第 3 条に基づいて特許性がないものと認められる場合、その非特許性の理由；
- (2) 特許法第 7 条が適用されると認められる場合、発明に関する特許が付与されるべきでない旨の結論を認めるものについての言及；
- (3) 発明が特許法第 4 条の意味において新規ではないと認められる場合、発明の新規性を否定にするものについての言及；

- (4) 発明の特許法第 5 条の意味における進歩性を包含しないことが認められる場合、この結論を認めるものについての言及及び当該結論に至る方法；
- (5) 特許法第 9 条によって想定されるとおりに同一発明に関する特許又は先願が存在すると認められる場合、そのような当該発明についての特許又は先願についての言及；
- (6) 特許法第 8 条によって想定されるとおりに明細書が 2 以上の発明を含むと認められる場合又は登録官が、特許法第 24 条 (b) に基づく権限を行使するのが適切であるとみなす場合、複数の発明をそれぞれ取り扱う明細書の部分についての言及；
- (7) 出願においてなされた補正が、登録官の見解で、実質的な性質のものである場合、登録官が、特許法第 23 条に基づいて、出願又はその部分について定めるのが適切であるとみなす日付についての通知；
- (8) 特許法第 3 章の第 1 節の規定又は本規則の規定を遵守していないと認められる場合 - 出願又は明細書の様式又は内容における瑕疵；これらの瑕疵のすべて又は何れかは、明細書の本体又は当該明細書の頁の余白に、鉛筆で表示することができる。

規則 42 通知に対する出願人の応答

出願人は、規則 41 に基づく通知の日付から 4 月以内に、当該通知に対する応答書において、所定の手数料を添えて、通知された瑕疵を補正し、それらの瑕疵のすべて若しくは一部を補正することを必要としないとした理由を提示し、又は意見について登録官によって聴聞されることを請求することができる。

規則 43 補正の審査

(a) 出願人が規則 42 に基づいて瑕疵を補正した場合、登録官は、補正された出願及び明細書が当初から提出されていたかのようにして、それらの補正された出願及び明細書を審査し、かつ、次の事項について、各々の補正を審査するものとする：

- (1) 補正が、規則 41 に基づいて出願人へ通知された瑕疵を解消しているか否か；
- (2) 補正が、内容及び様式の両方に関して、特許法及び本規則の規定を遵守しているか否か；
- (3) 補正が、実質的な性質のものであるか否か。

(b) 登録官は、出願人に対して、補正された明細書に認めることができる瑕疵について通知するものとする。そのような通知は、規則 41 に基づく通知と同様に取り扱われるものとし、また、出願人は、その通知に対して、規則 42 に規定されているとおりに応答することができる。

(c) 本規則は、規則 34 に基づく出願についての審査の日付の前又は出願の審査の完了後であるが当該出願の受理の前の何れかにおいて、出願人によってなされた補正の審査にも適用されるものとする；

これは、出願における補正が、全体としての当該出願の審査に係る日付前に、審査されない場合に限られる。

規則 44 理由の検討

出願人が、規則 42 に基づいて、瑕疵を補正する必要がないとする理由を提示する場合、登録官は、その理由について検討し、かつ、その理由を却下することが適切であるとみなすと

きには、その旨について、出願人へ通知するものとする。当該通知は、規則 41 に基づく通知と同様に取り扱われるものとする。

規則 45 非応答又は応答拒否を理由とする拒絶

出願人が規則 41 に基づく通知に対して応答しない場合、又は応答が瑕疵を解消していないと登録官が認め、若しくは規則 44 に基づいて出願人による理由を却下する場合、同登録官は、出願を拒絶し、かつ、そのことについて出願人へ通知するものとする。

規則 46 意見の聴聞についての請求

(a) 登録官が規則 45 に基づいて出願を拒絶する場合、出願人は、所定の手数料を添えて、当該拒絶の通知の日付から 1 月以内に、自身の意見について、登録官による聴聞を受けることを請求することができる。

(b) (a)並びに規則 44 及び 45 の規定は、出願人が、本章に基づいてなされたあらゆる通知の後に、特許法第 161 条に基づいて、審査官の決定について登録官へ不服を申し立てる権利を損なわないものとする。

規則 47 期日設定前の意見の書面による要旨の要求

(a) 登録官は、規則 42 又は 46(a)に基づいて登録官が聴聞を行うことを請求する者に対して、要求の日付から 1 月以内に、当該請求人の意見の書面による要旨を提出することを要求できるが、それは、出願人が同一事項において書面で以前に意見書を提出していない場合、又は前述の要旨が登録官による意見の聴聞時に有用となると登録官がみなす場合に限られる。

(b) 出願人が上記期間内に、意見の要旨を提出しない場合、当該出願人は意見の聴聞に関する請求を放棄したとみなされるものとし、かつ、登録官は、請求についての決定を下すものとする。

規則 48 聴聞のための期日設定

意見の聴聞に関する請求が規則 42 又は 46(a)に基づいてなされた場合であって、出願人が規則 47 に従って意見の要旨を提出したとき、又は登録官が要旨を要求することが適切であるとみなしていないとき、登録官は、出願人の意見の聴聞のための期日を設定し、かつ、設定した期日の少なくとも 10 日前に、出願人へ通知するものとする。

規則 49 補正の提案

出願人が意見の聴聞のために設定された期日に明細書を補正することを望む場合、出願人は、特許庁に対して、当該期日の少なくとも 5 日前に、提案された補正書を提出するものとする。

規則 50 聴聞後の補正

(a) 登録官が、意見の聴聞後に、出願人に対して出願及び明細書における補正をなすことを許可する場合、出願人は、許可されてから 2 月以内に、当該出願及び明細書を補正することができる。

(b) (a)に基づく補正は、規則 41 に基づいてなされた通知に対する応答においてなされる補正と同様に取り扱われるものとする。

第 3 章 出願の分割

規則 51 分割出願

(a) 先に提出された出願の分割から生じる特許出願は、特許出願について規定されている方法で、出願人が出願の分割を通知した日付又は登録官が当該出願が分割されるべきであることを指示した日付から 4 月以内に、提出されるものとする。

(b) (a)に言及されている登録官の指示は規則 41 に基づく通知と同様に取り扱われるものとし、かつ、関連する規則が適用されるものとする。

第 4 章 出願の受理及び公告

規則 52 受理通知

出願が特許法第 17 条に基づいて受理された場合、登録官は、その旨について出願人へ通知し、かつ、当該通知において、公告手数料が納付されることを要求するものとする。

規則 53 公告手数料の納付

公告手数料が規則 7(b)に定められている期日までに納付されない場合、登録官は、出願人へ更なる通知を送付し、また、納付のために設定された期日から実際に納付される時点までの期間についての追加手数料を伴う公告手数料が、更なる通知が送付された日付から 1 月以内に納付されない場合には、出願人は出願を放棄したとみなされるものとする。

規則 54 廃止

第 5 章 書類の差戻

規則 55 書類の貸渡

出願人は、優先権主張の目的のために提出した書類を、特許庁又は他の者に用立てる要求の受領時には、速やかに対応することを条件として、持ち続けることを登録官へ請求することができ、また、登録官は、出願人がそれらの書類を適正に保管することができることが登録官による納得に到るまで立証される場合には、当該請求に応じるものとする。

規則 56 書類の差戻

登録官が出願を拒絶する場合又は出願が特許法第 26 条に基づく公告の前に出願人によって放棄された場合、登録官は、最終拒絶又は放棄の日付から 6 月が経過したときには、優先権主張のために提出された書類に加えて、明細書の写しを出願人へ差し戻すことができる。

第4部 特許の付与に対する異議申立

第1章 意見書及び証拠の提出

規則57 異議申立通知

特許の付与に対する異議申立通知は、特許法第30条に基づいて、所定の手数料を添えて、登録官へ提示されるものとする。

規則58 異議申立書及び証拠

(a) 規則57に基づく通知の日付から1月以内に、異議申立人は、異議申立の理由、相違する意見の基礎とする事実及び請求した救済について記述する異議申立書を登録官へ提出するものとする。

(b) 異議申立人は、異議申立書に証拠を添付することができる。

(c) 異議申立人が証拠を提出する意向を有さない場合、当該異議申立人は、異議申立書において、その旨を通知するものとする。

規則59 答弁書及び証拠

(a) 異議申立書が規則58に基づいて提出された日付から3月以内に、出願人は、答弁書を登録官へ提出するものとする。

(b) 規則58(b)に基づいて、異議申立書に証拠が添付された場合、又は異議申立人が証拠を提出しないことを通知した場合、出願人は、答弁書とともに、証拠を登録官へ提出するものとする。

(c) 出願人が、(a)に基づく答弁書を提出しない場合、又は(b)に基づいて要求されているにも拘らず、答弁書とともに証拠を提示しない場合、その出願人は、異議申立人によって主張された事実を容認し、かつ、異議申立人によって請求された救済の付与に同意したとみなされるものとする。

規則60 異議申立人の証拠

異議申立人が規則58(b)に基づく証拠を提出せず、かつ、規則58(c)に特定されている通知を行わない場合、異議申立人は、答弁書が規則59(a)に基づいて登録官へ提出された日付から3月以内に証拠を登録官へ提出することができる。異議申立人が証拠を提出しない場合は、出願人によって主張された事実を容認したものとみなされ、また、登録官はそれに従って結論を下すものとする。

規則61 出願人の証拠

異議申立人側の証拠が規則60に基づいて提出されている場合、その提出日から3月以内に、出願人は証拠を登録官へ提出することができる。

規則62 異議申立人の反駁証拠

異議申立人は、出願人側の証拠が規則59(b)又は61に基づいて提出された日付から3月以内に、出願人の証拠において明示的に否定された事実、又は当該証拠において最初に発生す

る事実に関して、反駁証拠を登録官へ提出することができる。

規則 63 証拠提出の終了

更なる証拠は、登録官の許可を得ている場合を除き、異議申立人又は出願人の何れによっても提出されてはならないものとする。

規則 64 証拠書類の翻訳

登録官が別の形態で指示しない限り、証拠書類が公用語以外の言語である場合には、登録官の納得に到るまで認証された公用語への翻訳文が、当該書類に添付されるものとする。

第 2 章 登録官による異議申立に係る聴聞

規則 65 当事者の意見における聴聞の期日設定

(a) 異議申立書及び証拠が提出された場合、又は証拠の提出のために許可された期間が証拠の提出なしで経過した場合、登録官は、当事者らの意見の聴聞のための期日を指定し、かつ、指定した期日について、当事者が早期化について合意に到っていない限り、少なくとも 1 月前に、当事者へ通知するものとする。

(b) 出頭することを要望する当事者は、その旨について、指定された期日の少なくとも 10 日前までに、書面で登録官へ通知するものとする。登録官は、当該通知を行わなかった当事者の意見を聴聞することを拒絶することができる。

規則 66 廃止

規則 67 聴聞への不出頭

以下の手続は、当事者らの意見についての聴聞のために設定された日において採用されるものとする：

(1) 何れの当事者も出頭することを通知しなかった場合、登録官は、手元にある資料に依拠して、決定を下すものとする；

(2) 当事者の一方が出頭しなかった場合、登録官は、他方の当事者に対して聴聞を行うものとする。登録官にとって、出頭しなかった当事者が訴えを放棄したとみなされる場合には、登録官は、その当事者の申請を却下するものとする。

(3) 当事者の一方が通知を行わなかった、又は特別の事情のために出頭不可能であると納得する合理的な根拠を登録官が有する場合、登録官は、聴聞を別の日程へ延期するものとする。

規則 68 当事者の聴聞に係る順序

(a) 出願人が異議申立人によって主張された事実を容認していない場合、最初に、異議申立人が訴えを述べ、その後に、出願人が答弁するものとする。

(b) 出願人が異議申立人によって主張された事実を容認しているが、答弁を主張する場合、最初に、出願人が答弁し、その後に、異議申立人が訴えを述べるものとする。

(c) 登録官は、最初に意見を述べた当事者が、他方の当事者の意見に対して簡潔に応答する

ことを許可するものとするが、そのように最初に述べた当事者は、登録官の許可を得ている場合を除き、この段階で新たな意見を主張してはならないものとする。当事者が新たな意見を主張する場合には、登録官は、他方の当事者に、新たな意見に対して応答することを許可するものとする。

(d) 当事者が意見を結論付けている場合、登録官は、命令によって、当事者に対して、訴え全体に関して、又は登録官が指定した特定の問題に関して、当事者の意見を書面で要約することを指示することができる。

命令は、意見の順番及び、登録官の見解では、命令をなすために調整を必要とするようになるその他のすべての事柄について定めるものとする。

(e) (d)に基づく命令に従って意見の要約を提出しなかった当事者は、登録官が別の形態で指示しない限り、当事者の意見についての聴聞のために設定された期日に出頭しなかった当事者と同様に取り扱われるものとする。

規則 69 宣誓供述人の尋問

(a) 当事者が宣誓供述人に対して反対尋問を行うことを要望する場合、当該当事者は、当事者の意見を聴聞するために設定された期日に宣誓供述人が出頭するよう要求し、当該期日前の15日以内に登録官へ通知するものとする。宣誓供述人が非居住者である場合には、その通知は、当該期日の1月前までになされるものとする。

(b) (a)に基づいて出頭を要求されている特定の宣誓供述人の尋問を許可するのに合理的な根拠が存在しないと主張する当事者は、その旨について、他の当事者による要求の写しが自身へ送達された日から7日以内に登録官へ通知するものとし、かつ、登録官は、事項の緊急性からみて早期の期日を設定していない限り、当事者らの意見の聴聞のために設定された期日に、当該当事者の意見を聴聞するものとする。

(c) 登録官が(b)に基づいて当該当事者によって主張された意見を却下し、かつ、宣誓供述人が聴聞の期日に出頭しない場合、登録官は当事者の意見の聴聞を延期するものとするが、それは、聴聞の延期しないことに合理的な根拠が存在していない場合に限る。

(d) 宣誓供述人が出頭した場合、登録官が別の形態の手続を進める合理的な根拠を認めない限り、訴えを述べた当事者のための証人が最初に尋問され、その後に対相手の当事者のための証人が尋問されるものとする。

(e) (b)に基づく通知がなされず、かつ、宣誓供述人が(a)に基づく通知に従って出頭しなかった場合、その宣誓供述書は、証拠としての認可が正義にあって必要であることを登録官が納得しない限り、証拠として使用されてはならないものとする。

(f) 登録官は、如何なる時点でも、職権で、尋問のために特定の宣誓供述人の出頭を要請することができる。

規則 70 議事録の作成

(a) 登録官に対するあらゆる係争の手続において、議事録は、登録官、登録官によって指定された記録事務官又は記録装置若しくはその他の機械的手段によって作成されるものとする。

(b) 意見書及び手続に関連するあらゆる書類は、議事録に添付され、かつ、その一部を成すものとする。

規則 71 議事録の訂正

登録官は、1の当事者の申請を受けて、他の当事者らに聴聞の機会を与えた後に、決定の前又は後の何れかに、議事録における記録を訂正することができる。

規則 72 登録官による決定

(a) 聴聞の終了時、又はその後において状況が許す限り速やかに、登録官は決定を下すものとする；しかしながら、

(1) 登録官は、聴聞の如何なる段階においても、救済のための申請の1について決定を下すことができるが、それは、更なる聴聞の過程が、当該申請に関連する事実又はそれに関連して判断される問題に関する認定を変更しないと自身がみなす場合に限られる。

(2) 登録官は、論点の問題を判断し、又は出願及び明細書が修正され、若しくは別の形態で取り扱われることを可能にする暫定的な決定をなすことが適切であるとみなす場合には、決定を下すことができる。

(b) 登録官の決定は、簡潔な訴えの陳述、関連する事実に関する認定、判断されるべき問題並びにその決定及び理由を含むものとする。

(c) 登録官の決定は書面でなされ、かつ、自身によって署名されるものとする。

規則 73 当事者への決定の送達

登録官は、当事者へ決定を送達し、かつ、送達される日付は当該決定の日付であるものとする。

規則 74 後日に取り下げられる異議申立の結果として見いだされた資料を理由とする特許付与の拒絶

(a) 登録官が、特定の出願に関して、特許法第34条に基づいて権限を行使する理由を認める場合、同登録官は、理由を提示して、出願人へ書面で通知するものとする。

(b) 出願人は、前記した通知に対して、当該通知がなされた日から30日以内に、書面により、登録官が権限を行使すべきでなかった原因を提示して、応答することができる；出願人が応答しない場合には、その特許は付与されないものとする。

(c) 出願人が登録官の通知に対して応答している場合、登録官は、出願人に対して、意見を述べる機会を与えるものとする。

規則 75 審判請求通知

審判請求が本章に基づく手続における登録官の決定に対して提出された場合、審判請求人は、裁判所への審判請求書の提出時に、登録官へ通知するものとする。

第5部 特許の付与

第1章 特許証

規則76 特許証

特許証は、第1附則に記載されている様式番号3で作成され、登録官による署名又は押印を受け、かつ、特許付与についての登録簿への登録後に、その時点で特許権者として登録簿に登録されている者へ送達されるものとする。

規則77 特許証の写し

特許権者は特許証の写しを書面で申請することができ、また、当該写しは、所定の手数料の納付後に、特許権者へ送達されるものとする；当該写しには、承認印が付されるものとする。

第2章 発明者の名称を表示する要求

規則78 発明者の名称を表示する要求

特許法第39条に基づく発明者の名称を表示する要求は、申請人によって署名された書面で、特許庁へ提出されるものとする。

規則79 発明者の名称が表示されるべき箇所

発明者の名称は、登録簿及び明細書に表示され、かつ、要求が受理の公告日から1月の満了以前に提出されている場合には、特許証にも表示されるものとする。

規則80 登録官による通知

発明者の名称の表示が要求され、かつ、登録官が、その要求について、特許法第40条に基づいて、発明の所有者若しくは特許権者又は別の者へ通知しなければならない場合、登録官は、前述したとおりに、要求が提出された後できる限り速やかに通知するものとする。

規則81 発明者の名称表示に対する異議申立

規則80に基づいて通知された要求に対して異議申立を行うことを望む者は、その旨について、当該通知がなされた日付から1月以内に登録官へ通知するものとする。

規則82 発明者の名称表示要求に対する異議申立手続

規則81に基づく通知は異議申立の提出と同様に取り扱われ、かつ、特許付与に対する異議申立に関して本規則の第4部に規定されている手続は、前記した取扱い及び本章に基づく更なる手続に適用されるものとする。この目的に関して、規則81に基づく通知を行った者は、異議申立人とみなされ、名称の表示を要求する者は出願人とみなされるものとし、また、規則80に基づいて通知され、かつ、異議申立を提出していない者は、手続に関与しないことを依頼しない限り、応答者として当該手続に関与するものとする。

規則 83 申請の非享受についての通知

登録官が、規則 82 に基づいて意見書が提出された後の如何なる時点においても、発明者の名称の表示に関する要求が特許法第 31 条(3)又は第 73 条に記述されている根拠でなされた申請として取り扱われるべきであるとみなす場合、登録官は、理由を提示して、当事者らに通知するものとする。

規則 84 手続の代用

登録官が規則 83 に基づく通知を行った場合、発明者の名称の表示を要求する者は、その通知の日付から 1 月以内に、申請が、場合に応じて、特許付与に対する異議申立通知又は取消の申請とみなされるべきであることを請求することができ、かつ、そのことに関して規定されている手続が当該請求について適用されるものとする；当該請求には、所定の手数料を添えるものとする。

第6部 更新手数料の納付

第1章 更新手数料

規則85 更新手数料

(a) 特許を維持するために特許法第56条に基づいて納付すべき更新手数料は、第2附則に定められた額とし、かつ、所定の期間に納付されるものとする。

(b) 第1回の更新手数料を納付する責務を負う時点において、第2附則の項目12(f)に基づく手数料を納付する者は、更なる更新手数料を納付する必要はないものとし、かつ、正当な時点及び方法において、自身が責務を負うすべての更新手数料を納付したとみなされるものとする。

規則86 納付に対する催促

登録官は、特許権者に対して、更新手数料を納付しなければならない日付の通知を、その日付の3月前までに与えるものとする。

規則87 手数料の納付

(a) 更新手数料は、その納付について定められた期日から3月より前に納付してはならないものとする。

(b) 各更新手数料の納付は登録簿へ登録され、かつ、特許権者には、その登録についての確認が与えられるものとする。

(c) 規則85及び第2附則に基づいて納付する責務を負っていた時点の経過後に、特許法第56条に基づいて更新手数料を納付する者は、更新手数料に加え、遅延した各々の月又は1月の端数に関して、複数月の延長のための申請に係る前記附則に定められた手数料を納付するものとする。

規則88 特許の失効

更新手数料が特許法第57条に言及されている延長期間の末日までに納付されていない場合、特許が失効したことについての記録が登録簿になされるものとする。

第2章 特許の回復

規則89 回復申請

特許の回復に関する登録官への申請は、その根拠となる事実を特定して書面でなされるものとする；その申請は、宣誓供述書によって裏付けされ、かつ、所定の手数料が添えられるものとする。

規則90 申請の拒絶

(a) 特許の回復のための申請が認可されるべきであることについて登録官が納得していない場合、登録官は申請人へ通知するものとし、また、当該申請人は、その通知の日付から1月以内に、聴聞が行われるよう登録官へ請求することができる。

(b) 申請人が聴聞を請求しない場合、その申請人は、申請を放棄したとみなされるものとする。

規則 91 回復申請の受理

(a) 登録官が特許の回復のための申請を受理する場合、申請を検討した後であるか、申請人の意見について聴聞した後であるのかに拘らず、登録官は、申請人へ通知し、また、申請人は、その通知の日付から1月以内に、すべての未納の更新手数料を納付するものとする。

(b) 申請人が(a)に特定されているとおりに納付を行わない場合、当該申請人は、申請を放棄したとみなされるものとする。

規則 92 回復に対する異議申立通知

回復申請に対して異議を申し立てることを望む場合、書面による異議申立請求を、異議申立の理由を具体的に述べ、かつ、所定の手数料を同封して、提出するものとする。

規則 93 回復に対する異議申立に係る手続

規則 92 に基づく請求は、異議申立の提出と同様に扱われるものとし、かつ、特許の付与に対する異議申立に関して本規則の第4部に規定されている手続は、本請求に適用され、本規則に基づく更なる手続に適用されるものとする；規則 92 に基づく請求を行った者は異議申立人とみなされ、また、特許権者及び特許の排他的実施権者は出願人とみなされるものとする。

規則 94 登録簿への登録及び証明書の発行

登録官が特許の回復を命令した場合、登録簿への登録がなされ、かつ、特許権者には当該登録の証明書が与えられるものとする。

第7部 特許の訂正

第1章 特許の訂正に対する許可申請

規則95 訂正許可のための申請

(a) 特許明細書を訂正する許可申請は、請求されている訂正及びその目的を特定して、所定の手数料を添えて登録官に提出されるものとする。

(b) 当該申請には、訂正が請求されている明細書又は図面の頁の2の写しが添えられるものとし、かつ、請求される訂正は、元の内容から明確に区別されるように、当該訂正において明瞭に表示されるものとする。写しの様式は、明細書及びその様式に関して本規則の第2部において要件とされているとおりとする。

(c) 特許権者は、訂正の申請に、その時点で特許の侵害又は取消に関する手続が係属していないことの宣誓供述書、又はそのような手続が係属している場合には、登録官が当該申請についての聴聞を行うことについての裁判所による認定書を添付するものとする。

規則96 訂正に関する申請人の意見の聴聞

(a) 登録官は提示された訂正を審査するものとし、また、その訂正が許可されるべきであると納得していない、又は条件に従って許可がなされるべきであるとみなしている場合には、登録官は、申請人へ通知するものとする。

(b) 申請人は、(a)に基づく通知がされた日から2月以内に、明細書を再び訂正し、又は意見について登録官の聴聞を受けることを要求することができる。申請人が前記訂正及び要求の何れも行わない場合には、申請人は、場合に応じて、申請を放棄し又は登録官によって定められた条件に同意したとみなされるものとする。

(c) 申請人は、聴聞を要望する場合、当該要望を通知するとともに、意見の書面による意見書を登録官へ提出するものとし、また、登録官は、意見についての聴聞ための期日を設定し、かつ、期日について申請人へ通知するものとする。

規則97 訂正の公開

(a) 登録官が、明細書の訂正を許可する場合、単に申請を検討した後か、申請人の意見について聴聞した後かに拘らず、登録官は申請人へ通知するものとする。当該通知がなされ、かつ、許可された訂正が請求したものとは異なる場合、申請人は、訂正が許可されている明細書又は図面の2の写しを登録官へ送付するものとする。許可された訂正は、先の内容とは明確に区別されるように、当該写しに明瞭に表示されるものとする。訂正された明細書の写しは、特許法第11条により、コンピュータ資料の保管のために使用される装置において提出されるものとする。

(b) 写しが送付されない、又は送付された写しが本規則の第2部の要件に従う方式について不備がある場合、申請人は申請を放棄したとみなされるものとする。

規則98 異議申立通知

訂正に対して異議を申し立てる場合、当該異議申立人は、書面による通知を、所定の手数料を同封し、かつ、異議申立の理由を具体的に述べて、登録官へ提出するものとする。

規則 99 明細書の訂正許可に対する異議申立手続

規則 98 に基づく通知は、異議申立の提出と同様に取り扱われるものとし、かつ、特許の付与に対する異議申立に関して本規則の第 4 部に規定されている手続は、当該通知に適用され、本規則に基づく更なる手続に適用されるものとする；規則 98 に基づき通知を行った者は異議申立人とみなされ、また、特許権者及び特許の排他的実施権者は出願人とみなされるものとする。

規則 100 新たな明細書の提出

(a) 登録官は、本章の規定に基づいて訂正をなすことを許可された者に対して、元の内容から明確に区別されるように明瞭に表示されている許可される訂正を伴う特許明細書の 2 の写しを提出することについて要求することができる。前述のとおり提出された明細書は、明細書及びその様式に関連する本規則の第 2 部の要件を遵守するものとする。

(b) 特許権者が(a)に基づいて新たな明細書を提出することを要求された場合、登録官は、明細書が提出されていない限り、その訂正について登録簿へ登録してはならないものとする。

規則 101 受理後の明細書の訂正

本章の規定は、特許出願の受理後であるが特許が付与される前の、特許の明細書を訂正するための申請にも適用されるものとし、また、前記したとおりに訂正の申請が提出された場合、特許は、訂正された明細書に記載され、かつ、クレームされている発明について付与されるが、当該訂正に関連する手続の完了前には付与されないものとする。

規則 102 異議申立の手続が行われている場合の明細書の訂正

(a) 訂正許可のための申請が、特許出願の受理後であるが特許が付与される前に提出され、かつ、特許の付与に対する異議申立がその後提出され、又は前述した許可のための申請が異議申立の手続の係属中に提出された場合、申請人は、異議申立通知が送達された日付から 7 日以内に、異議申立人へ訂正申請の写しを送達するものとする。

(b) 異議申立人が請求された訂正に同意する場合、登録官は、明細書が本章に定められた方法で訂正されるまで、特許の付与に対する異議申立の手続を中止するものとする。

(c) 異議申立人は、(a)に基づいて訂正の申請の写しを送達された日付から 2 月、又は当該異議申立人が、規則 60 に基づく証拠をいまだ提出していない場合には、その証拠を提出しなければならない期間の何れか遅く終了する期間内に、当該事項における意見書及び証拠を添付して、明細書の訂正に対する異議申立に係る通知を提示することができる。登録官は、特許の付与に対する異議申立の手続の当事者らの出席の下で、訂正に対する異議申立について聴聞を行うものとする。

(d) 登録官が訂正の申請を認可する場合、登録官は、規則 95 から 97 までに基づく訂正の手続の完了まで、特許の付与に対する異議申立の手続を中止し、かつ、当該異議申立は、訂正された明細書に関して提出されたとみなされるものとする。

(e) 訂正許可の付与に対する異議申立が、特許の付与に対する異議申立手続の係属中に提出される場合、登録官は、別の形態で手続を遂行することを当事者が請求せず、かつ、当該

請求を行わないことが合理的であると当該登録官が納得していない限り、それらの異議申立を同時に取り扱うものとする。

(f) 本規則は、訂正申請が異議申立についての決定後に聴聞されることに当事者が同意し、かつ、登録官にとって、当該訂正が一応の証拠のあることとして許可されるべきであるとみられる場合には、適用されないものとする；また、そのように同意した場合には、

(1) 登録官は、訂正が受理されたものとして、異議申立を取り扱うものとする；

(2) 登録官は、異議申立についての決定後に、訂正の申請に係る事実をウェブサイトに公表するものとする。

第 8 部 特許の取消

第 1 章 取消手続

規則 103 取消申請

- (a) 特許の取消のための申請は、申請人が申請の基礎となる根拠及び事実を具体的に述べ、証拠を添付した書面でもって登録官へ提出されるものとする。
- (b) 申請人は、申請の提出時に、係争手続の提出時に納付すべき手数料の 2 倍の額の手数料を納付するものとする。

規則 104 手続通知

- (a) 特許の取消のための申請が提出され、同時に、特許の侵害又は取消のための手続が裁判所において係属しており、かつ、取消の申請人が当該手続の当事者である場合、申請人は、登録官への通知を、特許の取消のための申請において行うものとし、また、当該申請人は、当該通知の日付から 2 月以内に証拠を付加することができる。取消の申請人が当該手続の当事者でない場合、申請人はその旨を特許権者へ通知するものとし、かつ、裁判所が登録官に対して当該申請を取り扱う権限を付与した後にのみ、書面をもって意見を提示するものとする。
- (b) 前記手続の通知において、当該通知を行う者は、当該手続の当事者を表示するものとする。
- (c) 裁判所における手続の当事者であり、かつ、特許取消に係る申請人に参加していない者は、取消申請についての手続における応答者とみなされるものとする。
- (d) 取消申請人によって前記手続の通知がなされる場合、特許権者は、担当裁判所による権限付与を登録官へ申請人が送付する日付から 2 月までは、意見書を送付してはならないものとする。

規則 105 特許権者による応答

- (a) 特許権者は、特許の取消申請の日付から 3 月以内に、証拠を添付した意見書を登録官へ提出するものとする。
- (b) 特許権者が(a)に記述された期間内に意見書を提出しない場合、特許権者は、取消の申請人の主張を容認したとみなされるものとするが、それは、特許侵害又は取消に関する手続が、その時点において、裁判所に係属していない場合であって、特許権者が当該事項を登録官へ通知していなかった場合、かつ、裁判所が当該申請を取り扱う権限を登録官へ付与していた場合に限られる。

規則 106 反駁証拠

証拠が規則 105 に基づいて特許権者によって提出された場合、特許の取消申請人は、当該証拠が登録官へ送付された日付から 2 月以内に、当該証拠に基づいて当該特許権者によって明白に否定されている事実又はその証拠に最初に生じている事実に関連する反駁証拠を提出することができる。

規則 107 取消申請に対する手続

規則 103 から 106 まではに基づく意見書及び証拠の提出は、異議申立の手続における意見書及び証拠の提出と同様に扱われるものとし、かつ、特許の付与に対する異議申立についての本規則の第 4 部に規定された手続は、当該取消申請の提出及び本章に基づく更なる手続に適用されるものとする；これらの手続の適用上、取消申請人は異議申立人とみなされ、また、特許権者は出願人とみなされるものとする。

規則 108 取消手続中の訂正申請

特許明細書を訂正するための申請が、特許の取消申請の提出時に係属している場合、又は特許の取消申請が係属している間に特許明細書を訂正する申請が提出されている場合、規則 102 に規定されている手続が準用されるものとする。

第 2 章 追加特許の有効性確認

規則 109 追加特許の独立した有効性確認申請

特許法第 4 章の第 4 節又は特許法第 7 章の第 2 節の規定に基づいて取り消される特許の特許権者が、特許法第 48 条に基づいて権利を行使することが適切であるとみなす場合、当該所有者は、そのことについて、主特許が最終的に取り消された日付から 2 月以内に、登録官へ申請を行うものとする。

規則 110 更新手数料納付の遅延

特許権者が、規則 109 に基づいて申請を行うことができる期間中に、主特許に関する更新手数料を納付していなかった場合、当該特許権者は、それらの更新手数料を当該期間の満了以前に納付することができる。

規則 111 他方の特許の改良又は変更を構成しない複数の追加特許

登録官は、特許法第 48 条 (b) (2) の規定が、主特許が取り消された場合における 2 以上の追加特許に適用されるべきであるとみられる場合、当該事項を特許権者へ通知し、かつ、特許権者は、当該通知の日付から 1 月以内に、登録官の聴聞を受けることを申請することができ、また、各追加特許についての手数を個別に納付することの責務は、事項が最終的に決定されるまでは適用されてはならないものとする。

第9部 強制的ライセンス

第1章 発明の実施に関する通知

規則112 通知を要求することの請求

(a) 特許法第118条に基づく特許の実施に関する通知を要求する請求は、第2附則に記載されている様式3を使用し、当該様式3の写し2部を登録官へ提出する。

(b) 本請求は、請求者の利益及び請求者が強制的ライセンスを受ける権限を、一応の証拠のあることとして与えられることを示唆する事実について、本請求において具体的に述べるものとする。

規則113 通知に対する要求

発明の実施に関する通知に対する登録官の要求において、特許権者は、以下を述べることを求められるものとする -

- (1) 発明が、製造又は別の形態によってイスラエル国内で実施されているか否か；
- (2) 特許権者の見解において、製造の程度が、イスラエル国内の公衆の需要に答えているか否か；
- (3) 製造の場所。

規則112に基づいて通知を要求する請求の写しは、当該要求に添付されるものとする。

規則114 特許権者による応答通知

規則113に基づく要求に対する応答をなす特許権者は、当該応答に、その裏付けの書類及び証拠を添付することができる。

規則115 請求者への通知

特許権者の応答通知が受領された場合、登録官は、受領の事実を請求者へ通知し、かつ、独占の濫用が存在しているか否かの問題にその内容が関連している限り、それらの詳細についても通知するものとするが、登録官は、自身の見解において、営業秘密の定義内に属する詳細については、請求者に通知してはならないものとする。

規則116 証拠に関する限定

強制的ライセンスに関する申請を取り扱う上で、登録官は、規則115に基づく通知を除き、本章に基づいて提出された如何なる資料も、証拠として使用してはならないものとする。

第2章 強制的ライセンスの申請

規則117 強制的ライセンスの申請

(a) 強制的ライセンスの申請は、所定の手数料を添えて、書面をもって登録官へ提出されるものとし、かつ、ライセンスが発行されるべきであるとする根拠、その認可を正当化する要因及び申請人が当該ライセンスを受ける資格を有することを示す事実について記載するも

のとする。当該申請には、前記事項を実証し、かつ、発明を実施することに係る申請人の能力及び製造の潜在的な程度を示す証拠を添付するものとする。

(b) 規則 15 に基づく申請の写しの送達に関して、特許権者及び登録簿に登録された実施権者は、当事者とみなされるものとする。

規則 118 申請の公開

申請の事実が、特許法第 124 条(a)に基づいて、ウェブサイト公開されたとき、申請及び当該申請に添付されたすべての資料は、閲覧公開のために規定された手数料が納付されている場合には、閲覧のために公開されるものとする。

規則 119 併合の通知

(a) 申請人又は応答者（以下「参加者」という）として手続に参加することを要望する者は、規則 118 に基づく公開の日付から 2 月以内に、利害関係及び申請する救済又は支持する申請内容について記載した通知を登録官へ提出するものとする。申請人として参加することを請求した者は、特許法第 117 条に基づいて定められた手数料を納付するものとする。

(b) 規則 15 の規定は、(a)に基づく通知の送付に適用されるものとする。

(c) 当事者は、(a)に基づく通知の写しが当該当事者に送達された日付から 1 月以内に、その日付までに当該当事者によって登録官へ提出されたすべての書類の写しを参加者へ送付するものとし、また、当該参加者は、それ以降、当事者としてみなされるものとする。

(d) 併合の通知を行った者は、当該通知の提出日から 2 月以内に、登録官へ証拠を提出することができる。

規則 120 更なる手続

(a) 特許権者は、強制的ライセンスに関する申請の提出日から 3 月以内に、証拠を添えた意見書を登録官へ提示するものとする。

(b) 特許権者が(a)によって許可されている期間内に意見書を提出しない場合、当該特許権者は、強制的ライセンスの付与に合意したとみなされるものとする。

(c) 登録官による異議申立の聴聞に関する本規則の第 4 部第 2 章に規定されている手続は、本章に基づく更なる手続に適用されるものとする；当該手続の適用上、強制的ライセンスの申請人は異議申立人とみなされ、また、特許権者は出願人とみなされるものとする。

第 3 章 強制的ライセンスを付与する決定の再検討

規則 121 再検討の申請

付与されている強制的ライセンスを再検討するための申請は、強制的ライセンスの申請に必要な所定の手数料を添えて、書面をもって登録官へ提出されるものとし、また、特許権者は、申請の基礎とする事実について、意見書に記載し、その意見書にはそれらの事実を実証する証拠が添えられるものとする。

規則 122 実施権者による応答

(a) 実施権者は、規則 121 に言及されている書類の提出日から 3 月以内に、意見書及び申請

に対する異議申立を実証する証拠を登録官へ提出することができる。

(b) 実施権者が(a)に言及されている書類を提出しない場合、当該実施権者は、付与されたライセンスを放棄することに同意又は当該ライセンスを特許権者の申請に従って変更したとみなされるものとする。

規則 123 更なる手続

(a) 本章に基づく手続において、当事者のための付加的な証拠は、登録官の許可を得ている場合に限り、提出することができる。

(b) 意見書及び証拠が提出され又は実施権者が意見書のみを提出し、かつ、規則 122(a)に記述されている期間が経過した場合、登録官は、当事者らの意見を聴聞するための期日を指定し、かつ、その期日を少なくとも1月前に通知するものとする。

(c) 登録官による異議申立の聴聞に関する本規則の第4部第2章に規定されている手続は、本章に基づく更なる手続に適用されるものとする；当該手続の適用に関して、特許権者は異議申立人とみなされ、また、実施権者は出願人とみなされるものとする。

第 10 部 特許弁護士

第 1 章 審査

規則 124 審査期間

- (a) 特許弁護士として登録されることを望む者についての審査は、年間に 3 回、実施されるものとする。
- (b) 登録官は、審査の実施のための正確な期間を定め、かつ、当該期間について、所定の期日の少なくとも 2 月前に、ウェブサイトにおいて通知するものとする。

規則 125 審査官の指定

登録官が審査のための期間を定めたとき、法務省の局長は、審査官を選択し及び当該審査官が審査する対象を指定し、かつ、登録官に通知するものとする。

規則 126 審査のための申請

- (a) 所定の時期に審査されることを望む者は、審査されることを望む対象を示し、かつ、審査手数料を同封して、当該時期の 1 月前までに、登録官へ通知するものとする。
- (b) 言語の審査に関して、申請人は、ヘブライ語に加えて、審査されることを望む、2 の言語を通知するものとする。

規則 127 通知受領の確認

登録官は、審査を希望する者の通知の受領を確認し、かつ、審査の場所について、被審査人へ通知するものとする。

規則 128 法律に基づく審査

- (a) 審査は、次の項目において、口頭で行われるものとする：
- (1) 特許、意匠及び商標に関するイスラエルの制定法；
 - (2) イスラエルの著作権制定法の原則；
 - (3) 特許、意匠及び商標に関する工業諸国における本質的な制定法の原則；
 - (4) 知的・工業所有権の保護に関する国際的制定法の原則；
 - (5) 登録官への手続の行使について要件とされている限りの証拠に関する規則。

規則 129 言語に関する審査

言語に関する審査は書面でなされ、かつ、以下を含むものとする

- (1) ヘブライ語及び被審査人が選択する英語、フランス語、ロシア語、ドイツ語又はスペイン語のうちの 2 の言語による、被審査人へ提供される詳細に従う技術的説明についての記載書面；
- (2) 被審査人の選択による(1)に記述された言語の 2 で作成された 2 の技術的説明のヘブライ語への翻訳文；
- (3) ヘブライ語で作成された書状であって、外国における知的・工業所有権の保護に関する手続の指令を含む書状についての被審査人選択による前記言語の 2 への翻訳文。

規則 130 明細書の作成

被審査人は、選択した言語を用いて、説明及び詳細が書面で与えられた発明を、選択言語を用いて明細書を作成するよう要求されるものとする。明細書は内容及び様式について特許法及び本規則を遵守するものとする。

規則 131 審査の結果

(a) 審査官は、口頭審査の完了後直ちに、その結論を下し、かつ、当該結論を登録官へ提示するものとする。

(b) 書面による審査の紙面は審査官によって査閲され、かつ、査閲の結果は登録官へ提出されるものとする。

(c) 登録官は、審査の結果について、被審査人へ書面でもって通知するものとする。

(d) 審査の全体又は一部において不十分であった者は、審査の日付から少なくとも 6 月の満了後に、審査自体又は不十分であった部分の審査の再審査を要求することができる。

第 2 章 審査の免除

規則 132 外国の法律における審査の免除

出生国の法律に基づいて特許弁護士として業をなすライセンスが付与された外国出身者は、当該法律に基づいて、ライセンス付与されるために当該外国の法律の知識を明示することが必要であった場合には、当該外国の法律に関する事項について、審査の要件から免除されるものとする。

規則 133 ヘブライ語の審査の免除

イスラエル国内の中等学校若しくは高等教育機関において学習を完了した者又は教育の言語が相当な程度までヘブライ語であった外国の中等学校で学習した者は、ヘブライ語における審査の要件から免除されるものとする。

規則 134 外国の言語における審査の免除

外国の中等学校若しくは高等教育機関において学習を完了し、当該学習を当該外国の言語において行った者又は中等学校若しくは高等教育機関における定期的な学習において当該外国の言語を包括的に学習し、かつ、修了証が付与された者は、外国語における審査の要件から免除されるものとする。

規則 135 その他の方法による知識の立証

必要な知識のすべて又は一部を有していることについて、特許法第 143 条(c)に言及されている方法で立証することを望む場合、高等教育機関又は別の機関における定期的な学習においてその知識を習得し、かつ、修了証を受領しているときには、その者は、裏付けとなる書類を添えて、法務大臣へ申請を提出することができる。

第3章 資格付与のための職務

規則 136 資格付与のための職務

(a) 資格付与のための職務は、資格付与のための職務を請け負う者が雇用された業務の種類、週当たりの業務時間数、及び、存在する場合には、資格付与のための職務の期間中に従事した付加的な業務を特定する指導者からの証明書によって立証されるものとする。

登録官は、対象者に対して、指導者の監督下で、かつ、指導者の指示に従って、資格付与のための職務の期間中になされた相違する種別の特許弁護士業務の5の見本を示すことを要求することができる。

(b) 本規則の規定は、特許庁において資格付与のための職務を請け負う者へは適用されないものとする。

規則 137 資格付与のための職務の期間の短縮

資格付与のための職務の期間は、申請人が国外の特許弁護士事務所又は企業の特許部門で従事していた各年について、3月分が短縮されるものとする：ただし、その期間は、全体で、18月分を超えて短縮されてはならないものとする。

第4章 特許弁護士の登録簿における登録

規則 138 登録申請

特許弁護士の登録簿へ登録は、特許法第142条に定めるすべての要件を満たしていることを証明する書類を添付した申請書を、登録官へ提出するものとする。

規則 139 登録の適格性についての通知

申請人がすべての要件を満たすと登録官が認める場合、登録官は登録簿に当該申請人の名称を記入し、かつ、その事実はウェブサイト公表されるものとする。

規則 140 廃止

規則 141 特許弁護士の登録簿

登録官は、イスラエル国内において登録されているすべての特許弁護士の名称及び宛先並びに特許弁護士登録の日付及び登録の更新又は削除の詳細が記録されている登録簿を管理維持するものとする。

規則 142 年間手数料

(a) 登録簿に登録されている特許弁護士は、毎年1月1日よりも前に、所定の年間手数料を納付するものとする。

(b) 登録手数料納付の遅延に係る各月又は月の端数分に関して、5%の率の割増額が納付されるものとする。特許弁護士が5年の存続期間分の手数を納付しなかった場合、特許弁護士の名称は、登録簿から除外されるものとする。

規則 143 廃止

規則 144 登録の回復

規則 142 に基づいて登録簿から除外された者は、すべての要件を満たした後に、再登録を申請することができる。ただし、特許法第 143 条に基づいて再び審査されることを要求されないことを条件とする。

第 11 部 特許庁及び登録官

第 1 章 登録簿への登録及び書類の更正

規則 145 特許登録簿

以下の詳細は、特許に関して、登録簿へ登録されるものとする：

- (1) 特許権者又は特許権の所有者の名称、宛先及びイスラエル国内における送達宛先；
- (2) 発明の名称、出願日及び優先権が主張されている場合には特許の付与日、外国出願が提出された加盟国、出願日、提出先の当局によって付与された番号又はその他の識別記号、特許法第 26 条に基づく出願受理の公告日、法律に従って認可された延長命令の日付、延長命令の付与に対する異議申立の提出の事実、延長命令の有効期間を変更するための申請又は取消申請の提出の事実；
- (3) 納付された更新手数料、特許明細書における訂正並びに満了、延長命令の満了、効力の回復、特許取消申請の提出の事実及び特許の取消；
- (4) 特許に対するすべて又は部分的な権原の付与又は当該権原に対する担保、並びに付与された者の名称及び宛先並びに付与の日付；本項の適用に関して、権原の付与は、特許における権利の授与、移転若しくは移譲又は権利に基づく排他的若しくは非排他的ライセンスの付与を意味する；
- (5) 登録官が、見解を公表することが公共の利益であるとみなす場合に、登録請求の可能性があるその他の詳細。

規則 146 変更の登録

- (a) 規則 145(1)に言及されている詳細の変更を登録するための申請は、申請の理由を具体的に記述し、かつ、その理由を裏付ける証拠を添付して、さらに、所定の手数を添えて、登録官に提出されるものとする。また、登録官は、請求された変更が真に登録されるべきであると納得するために、更なる詳細又は証拠を要求することができる。前記申請が誤記の訂正のために提出される場合には、追加手数料は課せられないものとする。
- (b) 申請が、登録された特許権者又は排他的実施権者以外の者によって、特許権者若しくは実施権者の代理ではなく又はそれらの者の同意なしで提出される場合、申請人は、登録された特許権者及び排他的実施権者に、申請書及び添付書類の写しを提供するものとする。
- (c) (b)に基づいて申請の写しが送付される者が、(b)に言及されている書類が送付された日付から 1 月以内に、登録に対する異議申立を通知せず、かつ、当該書類が実際に送付されたことについて登録官が納得している場合、登録に同意したとみなされるものとする。
- (d) 登録された特許権者が請求された訂正に対する異議申立を請求している場合、登録官は、当事者の意見を聴聞するための期日を指定するものとする。

規則 147 権原の移転登録

- (a) 権原の移転登録に関する申請は、移転を有効にした書類及び所定の手数を添えて、写し 1 部が登録官へ提出され、かつ、譲受人によって署名されるものとする。
- (b) 登録官は、書類が方式を備え、かつ、権原が実際に移転されていることについて納得する場合には、移転を登録するものとする。

規則 148 抄本の受領

登録簿からの認証抄本に関する申請は、所定の手数料を添えて、書面でもって提出されるものとする。

規則 149 登録及び書類の更正

(a) 特許法又は本規則の他の如何なる箇所にも規定されていない登録又は書類の更正のための申請は、所定の手数料を添えて、写し1部が登録官へ提出され、かつ、請求対象である更正及び申請の理由を具体的に記述するものとする。更正が許可されるべきであると登録官が納得する場合、登録官は、本規則の規定に従って行動するものとする。

(b) 登録官は、権利が更正によって不利な影響を受ける可能性がないとみなす場合、申請人に対して、申請の写しに記載の更正を許可又は実施したことについて、通知するものとする。

(c) 特許の出願人若しくは特許権者、実施権者若しくは強制的ライセンスの実施権者又は特許におけるその他の権利の所有者が、請求された更正によって不利な影響を受ける可能性があるという見解を登録官が有している場合、登録官は、前記不利な影響を受ける者へ通知するものとする。

(d) (c)に基づく通知がなされた日付から1月以内に、通知受領者は、意見の根拠とする事実を具体的に記述し、かつ、証拠を添付して、更正に対する異議申立を提出することができる。

(e) 前述した異議申立が提出された場合、登録官は、当事者の意見を聴聞するための期日を指定するものとする。

第 1A 章 ウェブサイト上での公表

規則 149A ウェブサイト上での公表

ウェブサイト情報を公表することの責務が法律によって、又は法律に従って規定されている場合、当該情報は、特許法第 166A 条に基づいてウェブサイトに公表されるものとする。

規則 149B 情報の保存

規則 149A に基づいて公表された情報は、指定された自動化システムにおいて、法務省の情報システム管轄部門の指針に沿って保管されるものとするが、それは、特許法第 166A 条の規定に加えて、次の場合に限られる、

(1) システムが安全かつ確実な手段によってバックアップされ、かつ、そのバックアップがシステムとは別個に保全されていること；

(2) 公表された情報についての如何なる変更に対しても、その保存期間全体にわたって保護するために、合理的な方策が採用される。このことに関して、公表される情報を含むファイルについての電子署名法、5761-2001 において定義された通りの、公表の直前における署名は、変更に対する保護の合理的な手段であるとみなされるものとする。

第2章 登録官及び審査官

規則 150 審査官の行為に対する不服申立

審査官の行為に不服を申し立てることを要望する者は、不服申立のための他の手続が本規則によって規定されていない場合、不服申立の対象となる審査官の行為を具体的に述べている通知を登録官へ提出するものとする。登録官は、不服申立の効率的な取扱いのために必要であるとみなす場合には、申請人に対して、申請人の意見の書面による要旨を提出することを指示することができる。

規則 151 不服申立に対する登録官の応答

登録官は、不服申立に対して、理由を付して、書面でもって応答するものとする。

規則 152 意見の聴聞申請

規則 151 に基づく応答を受領した不服申立人は、意見について登録官による聴聞を受けることを、当該応答の送達の日付から1月以内に申請することができる。不服申立人が聴聞の申請する場合、登録官は、不服申立人の意見の聴聞のための期日を指定し、かつ、不服申立人が一段と短い期間に賛同しない限り、少なくとも10日前に、不服申立人へ通知するものとする。

第3章 特許法第6章の適用に関する許可の受領

規則 153 登録官を通じた申請

特許法第98条(1)又は第103条に基づく許可申請は登録官へ提出されるものとし、登録官は、その申請を該当する宛先に転送するものとする。

第12部 委員会

第1章 異論申立委員会

規則154 定義

本章において、

「委員会」とは、特許法第96条又は第101条に基づいて法務大臣によって任命される異論申立委員会を意味する；

「命令」とは、特許法第94条又は第99条に基づく命令を意味する；

「大臣」とは、事情に応じて、防衛大臣又は特許法第112条に基づいて政府によって任命される大臣を意味する。

規則155 異論申立書の提出

特許法第99条又は第101条に基づく異論申立は、4部の写しによって、登録官へ提出されるものとする。

規則156 異論申立書の詳細

- (a) 異論申立書は、以下を具体的に記述するものとする、
- (1) 申立人の名称及び宛先並びに送達の宛先；
 - (2) 命令に係る特許出願の番号及び出願日並びに発明の名称；
 - (3) 存在する場合には、先の異論申立の却下の日付及びファイル番号；
 - (4) 各々が別個の項目において簡易に記述されている法的理由を含む異論申立の理由。
- (b) 異論申立書は、申立人によって署名されるものとする。
- (c) 異論申立書には、以下の書面が各々4部の写しで、添付されるものとする：
- (1) 申立人が依拠している事実を立証する宣誓供述書；
 - (2) 不服申立の対象となった命令の写し。
- (d) 命令を行った大臣は、異論申立書において、応答者として表示されるものとする。

規則157 応答者に対する通知の送達

登録官は、応答者及び委員会の議長へ、異論申立書の写しを送達するものとする。

規則158 応答者の答弁

- (a) 応答者は、異論申立書の写しが送達された日付から1月以内に、宣誓供述書によって裏付けられた理由を付した答弁書4部の写しを登録官へ提出するものとする。
- (b) 応答者による答弁が本規則に規定されているとおりに提出された場合、登録官は、当該答弁及び宣誓供述書の写しを申立人へ送達するものとする。

規則159 異論申立の聴聞のための期日の設定

委員会の議長は、異論申立書の送達日から2月以内に、当該異論申立の聴聞のための期日を設定し、かつ、申立人及び応答者に対して、設定された期日についての通知を、その期日の少なくとも15日前になすものとする。

規則 160 反対尋問のための出頭

(a) 他の当事者が依拠する事実を立証するために宣誓供述書を提出した者に対して反対尋問することを要望する当事者は、異論申立の聴聞のために設定された期日の少なくとも7日前に、委員会の議長及び当該他の当事者へ通知するものとする。

(b) (a)に基づいて通知がなされた当事者は、異論申立の聴聞のために設定された期日において、前記反対尋問のために必要な宣誓供述人を委員会へ出頭させるものとする。

(c) 当事者が(b)に規定されている反対尋問のための宣誓供述人を出頭させない場合、又は宣誓供述人が、合理的な正当化の理由なしで、反対尋問において投げかけられた質問に答弁することを拒む場合には、宣誓供述書の証拠としての容認が法的公正さのために必要であると委員会が納得しない限り、当該宣誓供述書は証拠として使用されないものとする。

規則 161 当事者の意見についての聴聞

(a) 委員会は、最初に申立人の意見を聴聞し、その後、応答者の意見を聴聞するものとする。

(b) 委員会は、適切とみなす場合、申立人に対して、応答者の意見に答弁することを許可することができる。

規則 162 当事者不在の聴聞

当事者が、正当に召喚されたが、異論申立の聴聞のために設定された期日又は規則 166 に基づいて更なる聴聞が延期された期日に委員会へ出頭しない場合、以下の規定が適用されるものとする：

(1) 申立人が出頭し、応答者が出頭しない場合、委員会は、異論申立の聴聞を延期することができ、又は応答者不在で異論申立を聴聞することができる；

(2) 申立人が出頭しない場合、委員会は、異論申立の聴聞を延期することができる、又は異論申立を棄却することができる。

規則 163 書面による理由の瑕疵についての主張

(a) 異論申立の聴聞において、委員会は、異論申立書の様式における瑕疵についての如何なる主張も受け入れないものとするが、それは、当該主張の書面による通知書が異論申立の聴聞のために設定された期日の少なくとも7日前に申立人へ提示されることがなかった場合、及び、申立人がその期日前に瑕疵を是正しなかったことがない場合に限られる。

(b) (a)に規定されている通知が提示され、かつ、申立人が期日までに瑕疵を是正しなかった場合、委員会は、特別な理由で、申立人に対して、定める条件で瑕疵を是正することを許可することができる。

規則 164 書面による理由に限定された聴聞

異論申立の聴聞において、委員会は、異論申立書又は応答者の答弁書において記述されていない如何なる理由も受け入れないものとするが、それは、当該理由を役立てることを要望する当事者の無過失に基因して脱漏が生じたこと、又は付加的な理由の聴聞が法的公正さのために必要であることを委員会が納得していない場合に限られる。

規則 165 委員会議長の権限

委員会の議長は、以下を行うことができる

- (1) 本章に規定された期日を延長すること；
- (2) 当事者に対して、本章に特定されたものに加えて、書類を提出することを許可すること。

規則 166 聴聞の延期

委員会は、異論申立の聴聞を延期することができ、かつ、聴聞を開始したとき、委員会の見解として、延期が法的公正さのために必要である場合には、更なる聴聞の延期を実施することができる。

規則 167 委員会の決定

- (a) 委員会は、議決権の過半数をもって、決定を下すことができる。
- (b) 委員会の決定は、書面で作成し、かつ、委員会の委員全員によって署名されるものとする。
- (c) 委員会の議長によって認証された決定の写しは、決定が下された後できる限り速やかに、申立人及び応答者へ送達されるものとするが、委員会は、安全確保の理由で、決定の理由を書面でもって、申立人へ送達しないことを決定することができるものとする。

規則 168 異論申立の費用

委員会は、費用を課すことを決定することができ、かつ、当該費用が課せられるべき者を規定することができる。

規則 169 異論申立の統合

委員会は、以下の場合、委員会に係属している複数の異論申立を統合し、それらを一括して聴聞し、かつ、1に統合した決定を下すことができる -

- (1) それらの複数の異論申立が、同一の命令又は特許出願に関連していること；
- (2) それらの複数の異論申立が、法律又は事実の、同一又は類似の諸点を包含していること。

規則 170 当事者の併合

委員会は、手続の如何なる段階においても、申立人又は応答者として、異論申立に利害関係があると思われる如何なる者も、含めることができる。

第2章 補償・ロイヤルティ委員会

規則 171 定義

本章において、

「委員会」とは、特許法第109条に基づいて任命された補償・ロイヤルティ委員会を意味する；

「申請」とは、特許法第 108 条又は 134 条に従う権限内に属する事項についての委員会による判断のための申請を意味する；

「許可」とは、特許法第 98 条(1)又は第 103 条(1)に基づいて付与される許可を意味する；
応答者は、委員会の判断によって、補償金又はロイヤルティを支払うことになる可能性のある者を意味する；

「命令」とは、特許法第 94 条又は第 99 条に基づく命令を意味する。

規則 172 申請の提出

(a) 申請は、以下を具体的に述べて、登録官へ提出されるものとする、

- (1) 申請人の名称及び宛先並びに送達宛先；
- (2) 応答者の名称及び宛先；
- (3) 申請人が発明の所有者である場合、当該発明の名称、特許若しくは特許出願の番号又は発明の特定のためのその他の詳細；
- (4) 補償金又はロイヤルティの額の設定に該当する事実；
- (5) 各々が別個の項目に記述されている申請の根拠となる理由；
- (6) 求められる救済。

(b) 申請及び付属書類は、4 部の写しが登録官へ提出され、かつ、申請人によって署名されるものとする。

規則 173 付属書類

申請には、事情に応じて、申請人が依拠する事実を立証するための宣誓供述書及び命令又は許可の写しが添付されるものとする。

規則 174 応答者の答弁

(a) 応答者は、申請の提出日から 1 月以内に、依拠する事実を立証するための宣誓供述書を添付して、理由を付した答弁書を登録官へ提出するものとする。

(b) 答弁書及び付属書類は、写し 4 部が提出されるものとする。

(c) 応答者が答弁書を提出しない場合、当該応答者は、請求された救済の付与に同意したとみなされるものとする。

規則 175 書類の送達

申請及び答弁が提出された場合、登録官は、それらを委員会の議長へ送達するものとする。

規則 176 申請の聴聞のための期日の指定

委員会の議長は、当事者の意見の聴聞のための期日を設定し、かつ、当事者に対して、定められた期日を少なくとも 10 日前に通知するものとする。

規則 177 反対尋問のための出頭

(a) 当事者の 1 が、相手側の当事者が依拠する事実を立証するための宣誓供述書を提出した者（以下「宣誓供述人」という）を反対尋問することを要望する場合、申請の聴聞のために設定された期日の少なくとも 7 日前に、委員会の議長及び相手側の当事者へ通知するも

のとする。

(b) (a)に基づいて通知がなされた当事者は、申請の聴聞のために設定された期日に、宣誓供述人を委員会へ出頭させるものとする。

(c) 当事者が宣誓供述人を出頭させない場合、又は宣誓供述人が、合理的な正当化の理由なしで、反対尋問において投げかけられた質問に答弁することを拒む場合には、宣誓供述書の証拠としての容認が法的公正さのために必要であると委員会が納得しない限り、当該宣誓供述書は証拠として使用されないものとする。

規則 178 当事者の意見についての聴聞

(a) 委員会は、最初に申請人の意見を聴聞し、その後、応答者の意見を聴聞するものとする。

(b) 委員会は、申請人に対して、応答者の意見に答弁することを許可することができる。

規則 179 瑕疵についての主張

申請の聴聞において、委員会は、申請の様式における瑕疵についての如何なる主張も受け入れないものとするが、主張の書面による通知書が申請の聴聞のために設定された期日の少なくとも7日前に申請人へ提示されることがなかった場合、及び、申請人が期日前に瑕疵を是正しなかったことがない場合に限られる。

規則 180 聴聞されない理由

申請の聴聞において、委員会は、申請書又は応答者の答弁書において記述されていない如何なる理由も受け入れないものとするが、それは、当該理由を役立てることを要望する者の無過失に基因して遺漏が生じたこと、又は付加的な理由の聴聞が法的公正さのために必要であることを委員会が納得していない場合に限られる。

規則 181 委員会の議長の権限

委員会の議長は、以下を行うことができる

- (1) 本章に規定された期日を延長すること；
- (2) 当事者に対して、本章に特定された書類に加えて、書類を提出することを許可すること。

規則 182 聴聞の延期

委員会は、申請の聴聞を延期することができ、かつ、聴聞を開始したとき、見解において、延期が法的公正さのために必要である場合には、その更なる聴聞を延期することができる。

規則 183 委員会の決定

(a) 委員会は、議決権の過半数をもって、決定を下すことができる。

(b) 委員会の決定は、書面で作成し、かつ、委員会の委員全員によって署名されるものとする。

(c) 委員会の議長によって認証された決定の写しは、決定が下された後できる限り速やかに、申請人及び応答者へ送達されるものとするが、委員会は、安全確保の理由で、決定の理

由を書面でもって、当事者へ送達することを決定してはならないものとする。

規則 184 申請の費用

委員会は、費用を課すことを決定することができ、かつ、それらの費用が課せられるべき者を規定することができる。

規則 185 聴聞への不出頭

当事者が、正当に召喚されたにも拘らず、申請の聴聞のために設定された期日又は規則 182 に基づいて更なる聴聞が延期された期日に委員会へ出頭しない場合、次の規定が適用されるものとする：

- (1) 申請人が出頭し、応答者が出頭しない場合、委員会は、聴聞を延期又は申請について聴聞し、かつ、決定することができる；
- (2) 申請人が出頭しない場合、委員会は、聴聞を延期又は申請を棄却することができる。

規則 186 申請の統合

委員会は、以下の場合には、委員会に係属している複数の申請を統合し、それらを一括して聴聞し、かつ、1 の一括した決定を下すことができる -

- (1) 複数の申請が、同一の命令又は許可に関連していること；
- (2) 複数の申請が、法律又は事実の同一又は類似の諸点を包含していること。

規則 187 当事者の併合

委員会は、手続の如何なる段階においても、申請人、応答者又はその他の利害関係人による請求に応じて、申請の結果に利害関係がある如何なる者も申請人又は応答者として手続へ含めることができる。

第13部 予備的な権限

規則188 更正を許可する権限

(a) 特許法又は本規則に別の形態で規定されていない限り、登録官は、自身の見解が他の者の権利に不利な影響を及ぼすことにはならない場合には、手続において、提出された申請又は書類における誤りを更正することができ、又は更正することを許可することができる。

(b) 更正の申請が係争手続における事項に関する場合、登録官は、当事者の意見の聴聞後に、決定を下すものとする。

規則189 書面による意見の要旨

登録官は、面前で申請人又は当事者に対して、申請人又は当事者が主張した意見を書面で要約することを要求することができ、また、登録官が要求した場合、要求された者は、当該要求がなされた日から1月以内に要求に応じるものとする。

規則190 説明要求

登録官は、申請人又は非係争手続を構成する者に対して、登録官の面前へ出頭し、かつ、当該者の申請又は提起される手続に関する事項について、口頭による説明を登録官へ提示することを要求することができる。

第 14 部 審判請求

規則 191 審判請求のための期間

裁判所に提訴できる，特許法又は本規則に基づく決定に対する審判請求は，その決定の日付から 2 月以内に提出されるものとする。

規則 192 手続

審判請求手続は，治安判事裁判所の判断に対する審判請求における手続と同一なものとする。

規則 193 証拠

控訴裁判所が証拠について聴聞することを決定する場合，手続は，第一審裁判所として開廷中である裁判所における証拠調べにおいて行われているものとなる。

規則 194 登録官への審決の写しの送付

控訴裁判所は，裁判所の審決の写しを登録官へ送付するものとする。

第 15 部 職務発明

第 1 章 発明に関する論争

規則 195 登録官への申請

特定の発明が職務発明であるか否かについて決定することに係る登録官への申請は、所定の手数料を添えて、書面によって登録官へ提出され、かつ、問題の決定に不可欠な事実及び当該事実を実証する証拠を記述し、また、応答者を表示するものとする。

規則 196 相手側の当事者による答弁

規則 195 に規定されている応答者は、申請の通知の受領日から 2 月以内に、理由を付した答弁及び証拠を登録官へ提出することができる。

規則 197 証拠の受領の終了

登録官による許可がある場合を除き、更なる証拠が当事者によって提出されてはならないものとする。

規則 198 意見に対する聴聞

(a) 意見書が規則 195 及び規則 196 に基づいて提出された場合、又は意見書が申請人のみによって提出され、かつ、規則 196 によって許可されている期間が満了した場合、登録官は、当事者らの意見を聴聞するための期日を指定し、かつ、期日について、少なくとも 1 月前に、当事者に通知するものとする。

(b) 当事者が指定された期日に出頭せず、かつ、不出頭について合理的な説明を提示しない場合、当事者は、相手側の当事者の主張を容認したとみなされるものとする。

第 2 章 職務発明の登録

規則 199 職務発明の登録簿

(a) 職務発明の登録に関して、国の調査機関は、職務発明の登録簿を管理維持するものとする。

(b) 登録簿は綴じられ、かつ、登録簿の各登録は、連続的に番号付与された頁で正副 2 部作成されるものとする。

(c) 以下の詳細は、登録簿へ登録されるものとする：

(1) 調査対象の名称；

(2) 調査員の名称；

(3) 随時、ただし調査の各段階の終了時点では如何なる場合でも作成されるものである、調査員によって到達した調査の段階を示す、必要なときはスケッチによる、簡潔な説明；及び調査に関連して調査員によって調製された記録についての言及；

(4) (3) に言及されている段階の終了日及び登録簿への登録日；

(d) (c) に基づく各登録は調査員によって署名され、かつ、登録簿の複数の頁は、調査員が従事している担当部署の責任者によって署名されるものとする。

(e) 前記登録簿における登録は、特許法第 55 条(a) (3)に言及されている登録簿への登録に関して有効なものとする。

第 16 部 雑則

規則 200 開始

本規則は、5728 年ニサンの月 3 日（1968 年 4 月 1 日）付けで発効するものとする。

規則 201 特許代理人であった特許弁護士の登録

(a) 特許法第 196 条に基づく特許弁護士として登録するための申請は書面によって登録官に提出され、かつ、登録官はその提出の確認を行うものとする。

(b) 申請を提出した、特許法第 196 条(2)によって取り扱われる者が、特許弁護士に関する法律によって指定されている業務について、相当な程度まで従事していなかったという見解を登録官が有する場合、登録官は、当該者へ書面で通知し、かつ、意見の聴聞のために設定する期日の 7 日前までに、登録官に意見を実証する証拠を提供することを条件として、その者に対して、意見を聴聞する機会を与えるものとする。

規則 202 行為の連続性

特許意匠法及び旧特許規則並びに特許法及び本規則に基づいて提出されたが、いまだ受理されていない特許出願に関してなされることを許可又は要求される如何なる行為も、本規則に基づいて許可又は要求されるとみなされるものとし、かつ、前記行為を行う者への登録官による通知は、本規則に基づく有効な要求とみなされるものとする；しかしながら、

(1) 当該行為を行うために定められる手数料の額は、本規則の第 1 附則から第 3 附則までに定められている額とする。

(2) 前記通知は、特許法の発効日に送達されたとみなされるものとする；ただし、旧特許規則の規則 21A、規則 22 又は規則 26(b)に基づいて送達された通知が、実際の送達時点において、本規則に基づいて送達されたとみなされることを条件とする。

規則 202A 手続の継続性

登録官、副登録官又は知的所有権審判員が、何らかの理由で、手続が既に開始された事項（本項においては、現在進行中の事項）についての手続を終了することを妨げられた場合、以下の規定が適用されるものとする：

(1) 登録官は、現在進行中の事項を論議するか、又は当該事項を副登録官又は知的所有権審判員へ移送するか否かについて決定するものとする；

(2) 現在進行中の事項が(1)において前述したとおりに移送された副登録官又は知的所有権審判員に加えて、登録官は、本規則に基づいて記載されている宣誓証言について、当該宣誓証言を聴聞し又は記載したかのようにして、当該宣誓証言を取り扱うことができ、また、前任者が停止した時点から手続を継続することができる。

規則 203 出願及び明細書の様式における瑕疵の更正

(a) 明細書の様式に関連する本規則の規定は、特許意匠法に基づいて提出される出願にも適用されるものとし、かつ、規則 31(a)に基づく瑕疵についての通知は、特許法の発効時に係属している特許出願に関してなされることができる。しかしながら、規則 31(a)(1)に基づく瑕疵の場合には、出願人は、当該事項について定められた手数料を納付する義務を負わ

ないものとする。

(b) 規則 31(a)に基づく、出願において認められた瑕疵についての登録官による通知は、出願が審査される 4 月前までに、出願人へ送達されるものとする。

規則 204 外国で提出された明細書の提出

特許出願が特許法の発効前から係属している出願人は、登録官が要求した日付後 3 月以内に、外国で提出した明細書を提出するものとする。

規則 205 引用

本規則は、特許規則（特許庁実務、手続、書類及び手数料の規則）、5728-1968 として引用されるものとする。